

とちぎの食と農業アクションプロジェクト推進協議会設置要領

(目的)

第1条 担い手の急激な減少に加え、国際情勢の不安定化や気候変動等、農業を取り巻く情勢が大きく変化する中、食と農業の持続性確保に向けた県民参加型運動を喚起するため、とちぎの食と農業アクションプロジェクト推進協議会（以下、「協議会」とする。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、第1条に規定する設置目的を達成するため、県民一人一人の食と農業への理解促進、地産地消の取組の深化等に必要な次の事項を所掌する。

- (1) 県民参加型運動の推進方針に関すること。
- (2) 県民参加型運動の展開に資する各種施策の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び構成団体をもって組織する。

- 2 会長は、栃木県農政部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、栃木県農業協同組合中央会代表理事会長の職にある者をもって充てる。
- 4 構成団体は、別表に掲げる団体をもって充てる。
- 5 構成員は、構成団体からの推薦者をもって充てることとし、任期は選任された年度の年度末までとする。なお、再任は妨げないものとする。また、構成員に欠員を生じたときは、その都度補充することとし、この場合における構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第4条 協議会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 構成員は、協議会を開催する必要があると認めたときは、会長に協議会の招集を求めることができる。
- 3 会長は、協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 特定の項目に限定して協議を行う場合、会長は、関係する構成員のみを招集し、会議を開催することができる。

(事務局)

第5条 協議会に関する事務局は、栃木県農政部農政課に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に必要な事務を行う。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年(2024)年8月23日から施行する。

別表

とちぎの食と農業アクションプロジェクト推進協議会構成団体

団体名	団体名（行政機関）
栃木県農業協同組合中央会	宇都宮市
全国農業協同組合連合会栃木県本部	足利市
栃木県酪農協会	栃木市
（公社）栃木県畜産協会	佐野市
栃木県漁業協同組合連合会	鹿沼市
（公財）栃木県農業振興公社	日光市
（一社）とちぎ農産物マーケティング協会	小山市
栃木県農業士会	真岡市
栃木県女性農業士会	大田原市
栃木県青少年クラブ協議会	矢板市
（一社）栃木県食品産業協会	那須塩原市
（一社）全日本司厨士協会栃木県本部	さくら市
栃木県生活協同組合連合会	那須烏山市
栃木県市町村消費者団体連絡協議会	下野市
栃木県地域婦人連絡協議会	上三川町
国立大学法人宇都宮大学農学部	益子町
栃木県私立中学高等学校連合会	茂木町
栃木県 PTA 連合会	市貝町
（公社）栃木県栄養士会	芳賀町
	壬生町
	野木町
	塩谷町
	高根沢町
	那須町
	那珂川町
	栃木県